第202200118138号 令 和 4 年 8 月 8 日

県内高齢者施設を運営する法人代表者 様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課長 ( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルスワクチンの4回目接種における対象者の拡大に伴う接種券等の 取扱いについて(通知)

平素から、本県の高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策について、御理解、御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

マスコミ報道等で既に御案内のとおり、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種対象者については、60歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する者等重症化リスクが高いと医師が判断した者に加え、新たに18歳以上60歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者を対象とすることとされ、別添1のとおり令和4年7月22日付けで国より通知がなされました。

今回新たに対象となった18歳以上60歳未満の方への接種は、3回目接種と同様に自院や自施設でワクチン接種が可能な医療機関や高齢者施設等が、施設ごとに取りまとめて接種する場合を除き、原則として、4回目接種時に使用する接種券の発行を対象者自身が住民票のある市町村に対し申請する必要があります。

ついては別紙を参考に、4回目接種の対象者が拡大となったことに伴い必要となる手続き等について御確認いただき、従業員の方へ御周知いただくようお願いします。

なお、既に市町村より接種券についてとりまとめの連絡がされている場合には、各市町村への申請等手続きを進めていただきますようお願いします。

(担当:介護保険・施設担当 吉村 電話:0857-26-7175)

(4回目接種に関する問い合わせ先)

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム 山下、宮崎

電 話 0857-26-7976

77カシミリ 0857-26-8168